ケアハウス「湯ごりの郷」

利用料金のご案内

3割負担

令和6年6月1日現在

1. 地域密着型介護サービス費及び軽費老人ホーム利用料

(ア) 基本利用料

区分	入居者生活介	月額	居住に要する	生活費	サービスの提供に	月額合計
区 刀	護費(日額)	(30 日の場合)	費用(※1)	(※2)	要する費用(※3)	(30 日の場合)
要介護1	1,638 円	49,140 円	日額			152,630 円以上
要介護2	1,842 円	55,260 円	1,700 円	日安百	月額	158,750 円以上
要介護3	2,055 円	61,650 円	月額	月額	10,000 円	165,140 円以上
要介護4	2,250 円	67,500 円	(30 日の場合)	42,490 円	以上	170,990 円以上
要介護 5	2,460 円	73,800 円	51,000 円			177,290 円以上

短期利用基本利用料

/===/93 3/1	/==/yi-1 1/10 ZZ-1 - 1 1/10 1 1					
区分	入居者生活介	居住に要す	生活費	サービスの提供に	日額合計	
区 刀	護費(日額)	る費用(※1)	(※2)	要する費用(※3)	口供口司	
要介護1	1,638 円		食 費		4,730 円	
要介護2	1,842 円	口 佐	∠1 目 1,392 円 ╮		4,934 円	
要介護3	2,055 円	日 額 1,700 円	朝食 282 円	対象外	5,147 円	
要介護4	2,250 円	1,700 🗇	昼食 555 円		5,342 円	
要介護 5	2,460 円		└ 夕食 555円 ノ		5,552 円	

- ※1 居住に要する費用(分割方式):施設及び設備を利用し、居住されるのに係る費用
- ※2 生活費(和歌山県が定める基準額):食材料費及び共同部分に係る光熱水費の費用
- ※3 サービスの提供に要する費用(和歌山県が定める基準額) 所得に応じて負担するサービスの提供費用(月定額)

上記利用料の介護サービス費及び軽費老人ホーム利用料等が改正された場合、自己負担額が変更されます。 月途中における入居又は退去については、日割計算となります。

(イ) サービスの提供に要する費用の階層別料金表(別途、収入・必要経費申告書が必要です) 入居の場合(月定額)

	対象収入による階層区分	自己負担額		対象収入による階層区分	自己負担額
1	1,500,000 以下	10,000 円	8	2,100,001 円~2,200,000 円	35,000 円
2	1,500,001 円~1,600,000 円	13,000 円	9	2,200,001 円~2,300,000 円	40,000 円
3	1,600,001 円~1,700,000 円	16,000 円	10	2,300,001 円~2,400,000 円	45,000 円
4	1,700,001 円~1,800,000 円	19,000 円	11	2,400,001 円~2,500,000 円	50,000 円
5	1,800,001 円~1,900,000 円	22,000 円	12	2,500,001 円~2,600,000 円	57,000 円
6	1,900,001 円~2,000,000 円	25,000 円	13	2,600,001 円以上	58,928 円
7	2,000,001 円~2,100,000 円	30,000 円			

(ウ) 介護保険加算費用

	J	
区 分	費用	備考
協力医療機関連携加算	1月300円	協力医療機関との連携体制の構築、ご利用者様の現病歴等の情報共有を行う定期
W373 E-/3(DAI)4(22)4/4731	17, 300 1	的な会議の開催を行う
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1月15円	感染症対策について医療機関との連携体制の構築、助言や指導を受けている
夜間看護体制加算Ⅱ	1 日 27 円	常勤の看護師1名以上・夜間における連絡・対応体制をとっている場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 日 54 円	介護職員の総数のうち、介護福祉士を60%以上配置
4 玄奘台 1 # # # # # # # # # # # # # # # # # #	1 □ 20 □	見守り機器等のテクノロジーを導入し、ご利用者様の安全や介護サービスの質の
生産性向上推進体制加算Ⅱ 1月30円		確保を図っている

介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)	12.2%	1月につき所定単位数×122/1000・要介護状態により変更有り
退院・退所時連携加算	1日30円 (30日以内の 期間算定)	退院又は退所に当たり、当該職員等と連携をとりながらサービス利用の調整を行った時、 または30日間を超える医療提供施設への入院・入所後に再入所した場合

(エ)介護保険加算費用(短期利用)

区 分	費用	備考
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1月15円	感染症対策について医療機関との連携体制の構築、助言や指導を受けている
夜間看護体制加算Ⅱ	1 日 27 円	常勤の看護師 1 名以上・夜間における連絡・対応体制をとっている場合
サービス提供体制強化加算 Ⅱ	1 月 54 円	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月30円	見守り機器等のテクノロジーを導入し、ご利用者様の安全や介護サービスの質の 確保を図る
介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)	12.2%	1月につき所定単位数×122/1000・要介護状態により変更有り

(オ) 軽費老人ホーム加算費用

冬期加算 月額	1,880円	11月から3月までの期間
---------	--------	--------------

2. その他の利用料(ご利用された方のみ必要です)

区分	費用	備考
寝具一式	1日 60円	1組(敷布団・掛け布団・枕・敷布・包布)※持込可
電気代	1 日 30 円	持込電気器具1個につき
理髪料	1回 2,000円	希望された方のみ利用できます。
電話料	実 費	電話使用料
レクリエーション代	実 費	レクリエーション活動費用等
紙おむつ代	実 費	紙おむつ・パット等の料金
病院等受診負担分	実 費	通院・往診・インフルエンザ予防接種・健康診断等
看取りケア費用	10,000 円	施設で看取りケアを行った場合
その他	実 費	日常生活上において必要とされるものであって、利用者負担が適当と認められる費用

3. 送迎費用 (短期利用)

- (ア) 通常の事業の実施地域(那智勝浦町・太地町)にお住まいの方の送迎費用(片道 500円)
- (イ) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、10km未満の場合(1,000円)
- (ウ) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、10km以上の場合3kmごとに300円の追加となります。

4. その他

(ア) 入院及び外泊時等の居住に要する費用

入院した翌日から退院後入居日の前日まで、外泊(最高6日)の場合は、外泊時の翌日から戻られた日の前日まで、居住に要する費用として日額1,700円をいただきます。(但し、短期利用により、居室を使用の場合には必要ありません。)尚、この場合、入居者生活介護費・生活費・サービスの提供に要する費用等の負担は必要ありません。

(イ) 退去時には、居室現状復帰費用として、ご利用者による居室や共同スペース、備品等の破損又は汚損に 係る修理代等は、ご利用者の負担とさせていただきます。